

福祉事業振興会 賛助会員規約

(総 則)

第1条 本規約では、一般社団法人 福祉事業振興会（以下、本会という。）の賛助会員規約を定めます。

(本部所在地)

第2条 本会の本部住所等、詳細は、定款に定めます。

(賛助会員になる方法)

第3条 本会の賛助会員になろうとする方は、本会の定款に定められた目的に賛同し、所定の入会申し込書を提出して、理事会の承認を得ていただきます。

(会員資格の喪失)

第4条 賛助会員は次の各号に該当するときは、会員資格を失います。

- (1) 退会したとき
- (2) 成年被後見人又は被補佐人となったとき
- (3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき
- (4) 6ヶ月以上会費を滞納したとき
- (5) 除名されたとき

(退 会)

第5条 賛助会員は、退会届を理事会に提出し、任意に退会することができます。ただし、退会月までの会費は未納分を含めて全納していただき、その会費の返納はありません。

(休 会)

第6条 賛助会員は、休会届を理事会に提出し、任意に休会することができます。休会期間の会費は免除されます。ただし、休会の期間は6ヶ月までとし、休会期間を越して本会への復帰をしない場合は退会となります。

(除 名)

第7条 賛助会員が次の各号に該当する時は、理事会の決議により除名することができます。ただし、その賛助会員には弁明の機会があります。

- (1) 賛助会員としての義務に違反した行為があったとき
- (2) 除名すべき正当な理由があるとき

(3) 賛助会員が除名された場合は、本会との提携関係先に除名したことを通知致します。

(賛助会員の特典)

第8条 賛助会員は、次の特典を受けることができます。

(1) 本会が運営または提携するコールセンター（以下、コールセンター）による配車をご希望により受けることができます。

(2) 本会が加盟する JWMT0 が行う、補助金の交付及び各種イベント行事、研修会、講習会への参加が可能となります。

(3) 本会と JWMT0 が行う調査研究成果の提供を受けられます。

(4) 本会と JWMT0 が作成する資料、報告書類及び刊行物等の配布がされます。

(5) 本会が主催する研修会、講習会への参加出席ができます。

(6) 会員の参考に資する情報、資料の提供等があります。

(7) 営業活動、その方法は各賛助会員の自由です。

(8) 事業開始届けの日から2年以上、本会への入会から1年以上経た方は、本会の理事に選出される場合があります。

(9) ご希望により、1年毎に賛助会員から会員へと入会条件変更する事が出来ます。

(賛助会員の義務)

第9条 賛助会員は次の義務を守ってください。

(会費について)

(1) 入会金 10,000 円の納入（既納の入会金は返還致しません）

(2) 会費 年額 20,000 円の納入（既納の会費は返還致しません）

(3) 会費は毎年4月末日までに、前期分（4月～9月分）10,000 円を納め、10月末日までに後期分（10月～3月分）10,000 円を納めていただきます。

(4) 会費の他に本会の運用する通信機等の使用を希望される場合は、別途実費を納めていただきます。

(5) 日本福祉医療輸送機構（以下 JWMT0）の会費が変更となった場合は、会費を変更させていただく場合があります。

(運用義務について)

(6) 車両の屋号表示、車両の3ヶ月毎点検、個人情報の保護等、各種法令等の遵守

(7) 本会の名誉を毀損し、又は本会の目的に反する行為の禁止

(8) 会員同士のトラブルの誘発、誹謗中傷行為の禁止

- (9) 本会の召集する研修会、会議への原則的な参加
- (10) 本会からの連絡の確認、返信の必要がある場合の返信
- (11) できるだけ本会の指定する通信、連絡手段（スマートフォンアプリ等）の使用をしていただく事。
- (12) 可能であれば、他会員、他賛助会員、コールセンターからの配車を受けて運行していただく事。

(代行時のルールについて)

- (13) 他事業者にて代行を依頼する際は、本会のコールセンター、賛助会員を優先して代行依頼していただく事。ただし、代行台数が足りない場合はこの限りではありません。
- (14) 他会員、賛助会員、コールセンターの配車を受けた場合、原則的にお客様を奪わないこと。代行の業務が終了した際には、依頼者に業務終了と徴収した料金の報告を行うこと。
- (15) コールセンターの配車を受けた場合は、コールセンターの統一料金を徴収していただく事。
- (16) コールセンターの配車を受けた場合は、別途定めるコールセンター利用料を徴収し、毎月その合計を本会に納入していただきます。
- (17) 本会が運営するコールセンターの配車や他会員、他賛助会員の代行で事故が生じた際は、法令に則った適切な対応を行い、本会または代行依頼者にすみやかに連絡する事。

(その他)

- (18) 本会の行うアンケート等への協力
- (19) 本会の理事に選出された場合は、本会の理事職務を優先で行う事とし、第 9 条の義務は基本的に免れます。業務の内容については理事会で相談の上、決定する事とします。

(総 会)

第 10 条 本会の総会の詳細は定款に定めます。

(委 任)

第 11 条 この規約に定めない事項は理事会の議決を経て代表理事が別に定めず。

(規約の変更)

第 12 条 本規約の変更方法については、定款で定めます。

(期 間)

第 13 条 本規約は 2018 年 10 月 1 日から次回の改変まで有効とします。